

単身者における入居要件の見直しについて（協議事項）

1. 見直しの背景

住宅確保要配慮者における賃貸住宅の供給の促進に関する法律の等一部を改正する法律（以下、「改正法」という。）が改正され、令和6年6月より公布されています。改正法では、新たに「住宅確保要配慮者」を再定義しており、従来定義していた分野から拡大しています。

また、従来、住宅確保要配慮者は「世帯中心」として位置付けられていましたが、今般の改正により、単身高齢者が増加していることやひとり親世帯の収入が減少していることを背景に、民間賃貸住宅のオーナーが入居を拒否している実態に鑑み、単身者を含めたかたちで要件の見直しを行っています。

2. 改正法における対象者

《法律に規定する項目》

- ・ 低額所得者
- ・ 被災者
- ・ 高齢者
- ・ 障害者（身体/精神/知的）
- ・ **その他規則に定める者**

《規則に規定する項目》

- ・ 外国人
- ・ 中国残留邦人
- ・ 児童虐待を受けた者
- ・ DV 被害者
- ・ ハンセン病療養所入所者
- ・ 拉致被害者
- ・ 犯罪被害者
- ・ 保護観察対象者
- ・ 生活困窮者
- ・ **都道府県賃貸住宅供給促進計画に定める者**

《北海道住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画》

＝同法の基本的な方針

- ・ 海外からの引揚者
- ・ 原子爆弾被爆者
- ・ 戦傷病者
- ・ 児童養護施設退所者
- ・ LGBT
- ・ UIJ ターン転入者
- ・ 要配慮者に対して必要な生活支援措置等を行う者

3. 現在、恵庭市で認められている単身者要件

単身者の要件については市営住宅条例施行規則に規定

- ・ 60 歳以上
- ・ 障がい者
- ・ 生活保護受給者
- ・ 被災市街地復興特別措置法及び福島復興再生特別措置法

※条例に定める収入要件等に加え、単身者の場合は上記要件が必要となる。

4. 入居要件の緩和における考え方

要点その１ 原則、改正法の要件拡大に基づくこと。

要点その２ 他法による支援を優先すること。

要点その３ 平行して市営住宅の目的外利用について活用すること。

5. 入居要件の緩和(案)

No.	改正法に基づく要件	参考		特記事項 (対象外とする理由など)
		札幌市	北海道	
1	被災者	○	×	
2	高齢者	○	×	既に 60 歳以上は対象
3	障がい者	○	×	既に対象
4	中国残留邦人	○	×	
5	児童虐待を受けた者	○	×	
6	ハンセン病療養所入所者	○	×	
7	拉致被害者	○	○	
8	犯罪被害者	○	○	
9	保護観察対象者	○	○	
10	生活困窮者	○	×	
11	海外からの引揚者	○	×	
12	原子爆弾被爆者	○	×	
13	戦傷病者	○	×	
14	児童養護施設退所者	○	○	
15	要配慮者に対して必要な生活支援措置等を行う者	○	○	

6. 今後のスケジュールについて(予定)

令和 7 年 1 2 月 経済建設常任委員会報告

令和 8 年 1 月 市営住宅条例施行規則改正

令和 8 年 1 月 新規募集へ適用